

**指定管理者制度におけるスライド制度  
(賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更) の導入の手引**

本手引は、指定管理者制度におけるスライド制度（賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更）の導入について、賃金水準及び物価水準の変動による指定管理料の変更額（以下「スライド額」という。）の算出方法やさいたま市及び指定管理者間における協議の進め方等について、指定管理者向けに整理したものです。

## 1 対象施設等

対象施設	指定管理施設のうち、指定期間が14か月以上のもの ※ 指定期間開始日から12か月経過後に協議可能となり、2か月以上の残りの指定期間を対象とするので、指定期間は14か月以上となります。
対象経費	指定期間開始日から12か月経過した基準日以降の残りの指定期間にに対する指定管理に係る管理経費等
請求者負担額	残りの指定期間にに対する指定管理に係る管理経費等の100分の1(1.0%) ※ 賃金等の変動による変動額のうち、請求者負担額を超えた金額が、スライド額となります。

## 2 募集における明示方法

対象となる施設は、募集要項等において、スライド制度の対象であること及びスライド額の算出方法等を明示します。

※ 対象である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ① 募集要項等に「本施設は、指定管理者制度におけるスライド制度（賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更）を導入する施設である」等の文言を記載します。
- ② 募集要項等に「賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）」（別紙1）を添付します。
- ③ 仕様書に「賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第1項にかかる特記仕様書（以下「スライド特記仕様書」という。）」（別紙2）を添付します。  
※ この「スライド特記仕様書」により、スライド額の算出方法、どのような水準（埼玉県最低賃金や消費者物価指数等）で指定管理料の変更を行うかを明示します。

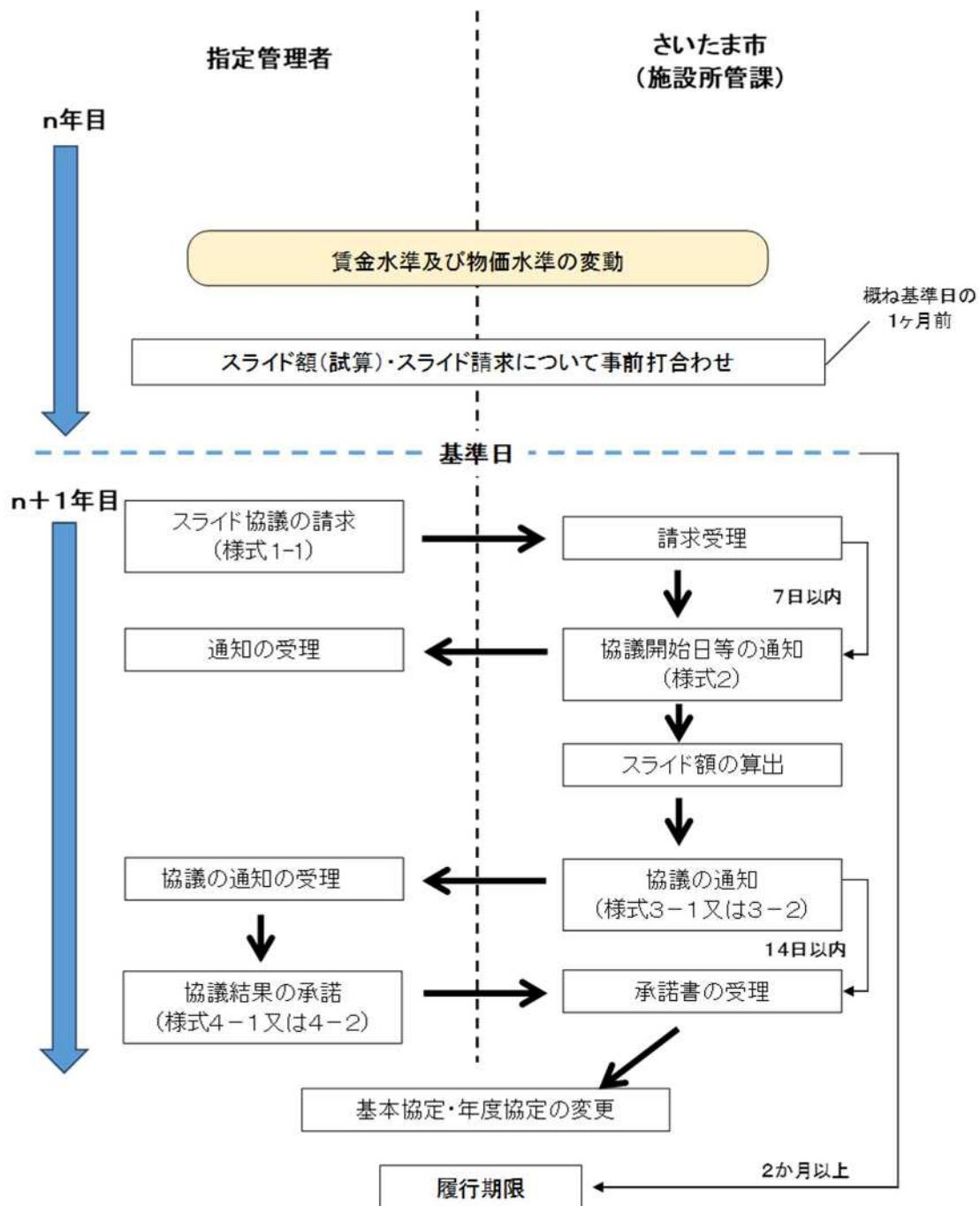
### 3 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- ・請求日…スライドによる変更の可能性があるため、市又は指定管理者が指定管理料の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- ・基準日…原則、請求月の1日（初日）とする。
- ・残りの指定期間…基準日以降の指定期間とする。

### 4 スライド額の協議

スライド協議フロー図（指定管理者が請求する場合の例）



### (1) スライド額等の事前打ち合わせ【市及び指定管理者】

事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の 1か月前（指定期間開始日から 11か月経過後）を目途に、市と指定管理者で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続に係る準備を進めてください。

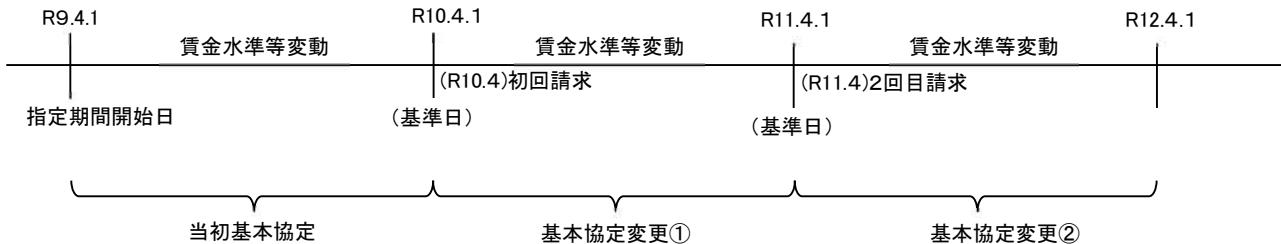
### (2) スライド協議の請求【市又は指定管理者】

スライド協議の請求は、様式 1－1 又は 1－2 により行うこととし、指定期間開始日から 12か月（2回目以降は前回基準日から 12か月）経過後から可能です。

なお、請求に際しては、残りの指定期間が基準日から 2か月以上あることが必要です。

#### <スライド協議の例>

- ・基本協定締結日：令和 9 年 3 月 1 日
- ・指定期間 : 令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日 (60 か月)



◆初回のスライド協議 : 令和 10 年 4 月 1 日から請求可能（基準日は請求月の 1 日）

◆2回目のスライド協議 : 令和 11 年 4 月 1 日から請求可能（基準日は請求月の 1 日）

### (3) 協議開始日等の通知【市】

市から指定管理者に対し、スライド額の基準日及び協議開始日について、7日以内に様式 2 により通知します。

### (4) スライド額の算出【市】

市は、「スライド特記仕様書」（別紙 2）で明示した算出方法により、スライド額を算出します。

### (5) スライド額の協議【市及び指定管理者】

算出したスライド額について、様式 3－1 又は 3－2 を市から指定管理者に通知することにより協議します。

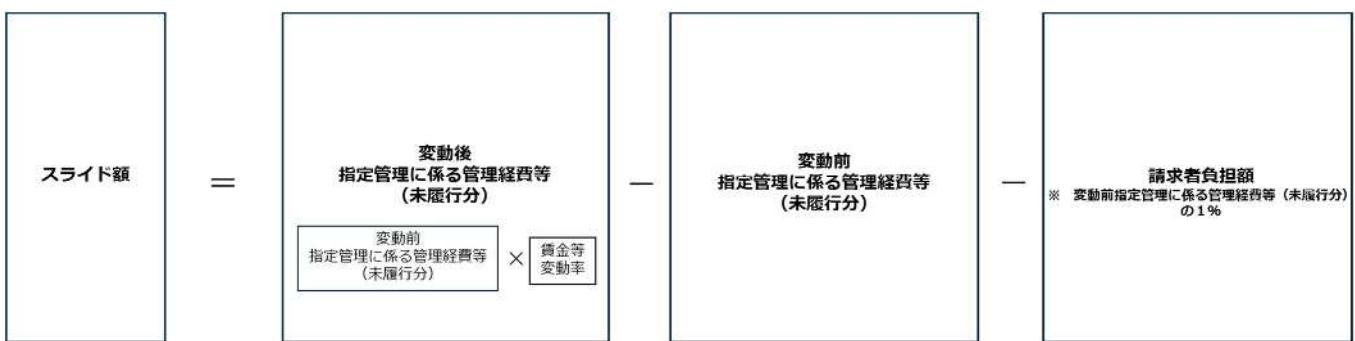
内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から 14 日後（休日を含む。）の日とする。）までに承諾書（様式 4－1 又は 4－2）を提出してください。

回答期日までに承諾書の提出がない場合は、「スライド条項」（別紙 1）第 1 条第 3 項ただし書きの規定に基づき、市から指定管理者に対し、様式 5－1 又は 5－2 によりスライド額を通知します。

※ スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担額を超えない場合は、「スライド額＝0 円」として協議を行います。

## 5 スライド額の算出方法

(スライド額算出のイメージ図)



(1) スライド額は、次式により算出します。

$$(増額の場合) S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - \text{請求者負担額}]$$

$$(減額の場合) S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + \text{請求者負担額}]$$

$S_{\text{増}}$  : 増額スライド額、 $S_{\text{減}}$  : 減額スライド額

【P1】: 変動前指定管理に係る管理経費等（税込）[未履行分]

基本協定締結時の指定管理に係る管理経費等（税込）から基準日における履行済部分に相応する金額を控除した額

※ 2回目以降のスライドによる変更においては、「基本協定締結時の指定管理に係る管理経費等」を「前回のスライドによる変動後のP2」と読み替えるものとする。

※ 年度協定締結時等において経費の組み換えを行っている場合、反映させるものとする。

【P2】: 変動後指定管理に係る管理経費等（税込）[未履行分]

基準日時点の賃金水準及び物価水準を基礎として算出したP1に相当する額

【請求者負担額】

基本協定締結時の指定管理に係る管理経費等（税込）から基準日における履行済部分に相応する額を控除した金額の1%

※ 2回目以降のスライドによる変更においては、「基本協定締結時の指定管理に係る管理経費等」を「前回のスライドによる変動後のP2から請求者負担額を差し引いた金額」と読み替えるものとする。

< P 1 及び P 2 の算出方法等は、以下のとおり算出する>。

P 1 = 「指定管理に係る管理経費等内訳書」記載の額から履行済部分に相応する金額

を除いた額（税込）

P 2 = 次の①から⑤を合計した額（税込）

(内訳)

①直接人件費	P 1 のうち、直接人件費の額にスライド特記仕様書に明記した賃金水準の変動率を乗じた額
②直接物品費（変動）	P 1 のうち、直接物品費（変動）の額にスライド特記仕様書に明記した物価水準の変動率を乗じた額
③直接物品費（固定）	P 1 のうち、直接物品費（固定）の額（変動率は乗じない）
④業務管理費	P 1 のうち、直接人件費及び直接物品費（変動+固定）の合計額に対する業務管理費の割合を算出し、基準日時点の直接人件費及び直接物品費（変動+固定）の合計額にその割合を乗じた額
⑤一般管理費等	P 1 のうち、直接人件費、直接物品費（変動+固定）及び業務管理費の合計額に対する一般管理費の割合を算出し、基準日時点の直接人件費、直接物品費（変動+固定）及び業務管理費の合計額にその割合を乗じた額

#### 【変動率の計算方法】

「基準日時点直近に公表されている参考指標値」

÷ 「指定期間開始日時点直近に公表されている参考指標値（2回目以降は前回基準日時点直近に公表されている参考指標値※）」

※ 「スライド額=0円」として協議した場合を除く。

(2) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出については、前述と同様に行い、この場合、基準日における指定管理に係る管理経費等には、それまでに実施したスライドによる変動を含むものとします。

(3) スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取扱いは以下のとおりとします。

- ・消費税及び地方消費税相当額 : 1円未満の端数については切り捨て
- ・賃金水準及び物価水準変動率 : 小数第8位を四捨五入
- ・業務（一般）管理費率 : 同上
- ・それ以外の計算時に生じたもの : 1円未満の端数については四捨五入

【例】埼玉県最低賃金変動率 : 0.0398832684… ➔ 0.0398833（小数点以下第8位を四捨五入）

変動額 : 123,456.789…円 ➔ 123,457円（1円未満を四捨五入）

- (4) スライドは、直接人件費及び直接物品費並びに業務管理費及び一般管理費等の変動について行われるものであり、当初計画にない従業者人数の変更等については考慮しません。  
また、自主事業に係る経費については、対象外となります。

## 6 基本協定締結時の注意点

- (1) スライド条項、スライド特記仕様書

基本協定締結時、協定書に「スライド条項」(別紙1)、「スライド特記仕様書」(別紙2)を添付します。

- (2) 指定管理に係る管理経費等内訳書

指定管理者から指定管理に係る管理経費等の内訳を記載した「指定管理に係る管理経費等内訳書」(別紙3)を受領し、基本協定書に添付します。

なお、内訳は、指定管理者の指定の申請時の内容から変更はできません。

<指定管理に係る管理経費等内訳>

①直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②直接物品費（変動）	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費 (③直接物品費（固定）を除く。)
③直接物品費（固定）	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費のうち、システム保守の機器費やソフトウェアライセンス料など定額で物価等変動の影響を受けない経費
④業務管理費	当該業務を行う上で、指定管理者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。） ※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
⑤一般管理費等	上記以外（値引きを含む）で、指定管理者が企業を維持運営していくために必要な経費

## 7 基本協定等の変更

市と指定管理者で協議が整い次第、速やかに基本協定書及び年度協定書を変更します。

増額となる変更の際には、賃金の引上げ等について適切に対応していただきますようお願いします。

## 8 実施時期

令和8年1月以降に募集を行うものから適用します。

## 9 その他

- PFI法に基づく整備等を行っているなど、個別の事業契約に基づき賃金水準及び物価水準の変動に対応する場合、個別の事業契約の内容を優先します。
- 管理経費等を利用料金収入等が上回っていることにより、指定管理料を支払っていない施設につい

ては、指定管理者から市に対して支払う納付金等を、スライド額分増減するなど、賃金水準及び物  
価水準の変動への対応方法について、施設ごとに対応を検討し、募集要項等で示します。

- ・本手引と個別の募集要項等とで内容が異なる場合、募集要項等の内容を優先します。

## (参考) 5 スライド額の算出方法

### 【計算例】

(1) スライド1回目（指定期間が5年の案件で指定期間が2年目のケース）

<賃金水準及び物価水準>

賃金水準：埼玉県最低賃金

物価水準：消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）

### ■変動前の指定管理に係る管理経費等（残りの指定期間4年）

変動前指定管理に係る管理経費等（未履行分）	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
直接人件費 a	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円	
直接物品費（変動） b1	125,000円	125,000円	125,000円	125,000円	
直接物品費（固定） b2	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	※ 物価変動の影響をうけない直接物品費分
業務管理費 c	375,000円	375,000円	375,000円	375,000円	
一般管理費等 d	375,000円	375,000円	375,000円	375,000円	
計（税抜）	3,435,000円	3,435,000円	3,435,000円	3,435,000円	
合計（税込） e	3,778,500円	3,778,500円	3,778,500円	3,778,500円	

※ 年度協定締結時など、基本協定締結時から経費を組み替えている場合は反映すること。

業務管理費率 f	0.1396648	0.1396648	0.1396648	0.1396648	c ÷ (a + b1 + b2) 小数第8位を四捨五入
一般管理費等率 g	0.1225490	0.1225490	0.1225490	0.1225490	d ÷ (a + b1 + b2 + c) 小数第8位を四捨五入



### ■基準日の賃金水準及び物価水準に基づき再計算（残りの指定期間4年）

#### 【埼玉県最低賃金が5%、消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）が2%上昇した場合】

変動後指定管理に係る管理経費等（未履行分）	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
直接人件費 a'	2,625,000円	2,625,000円	2,625,000円	2,625,000円	a × 賃金変動率
直接物品費（変動） b1'	127,500円	127,500円	127,500円	127,500円	b1 × 物価変動率
直接物品費（固定） b2'	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	b2 ※ 物価変動の影響をうけない直接物品費分
業務管理費 c'	392,807円	392,807円	392,807円	392,807円	(a' + b1' + b2') × f
一般管理費 d'	392,807円	392,807円	392,807円	392,807円	(a' + b1' + b2' + c') × g
計（税抜）	3,598,114円	3,598,114円	3,598,114円	3,598,114円	
合計（税込） e'	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	

スライド額算出	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
変動前指定管理に係る管理経費等（未履行分）（税込） h	3,778,500円	3,778,500円	3,778,500円	3,778,500円	e
変動後指定管理に係る管理経費等（未履行分）（税込） i	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	e'
請求者負担額 j	37,785円	37,785円	37,785円	37,785円	e × 1%
スライド額 k	141,640円	141,640円	141,640円	141,640円	i - h - j

#### 【小数点以下の処理例】

- ・消費税 ⇒ 1円未満切り捨て
- ・変動率、業務(一般)管理費率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 1円未満四捨五入

(2) スライド2回目（指定期間が5年の案件で指定期間3年目のケース）

※(1)の1回目スライドによる変更時の例から継続しているケースを想定しています。

■ 1回目スライド時の賃金水準及び物価水準に基づく指定管理に係る管理経費等（残りの指定期間3年）

変動前指定管理に係る管理経費等（未履行分）		令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
直接人件費	a	2,625,000円	2,625,000円	2,625,000円	
直接物品費（変動）	b1	127,500円	127,500円	127,500円	
直接物品費（固定）	b2	60,000円	60,000円	60,000円	※ 物価変動の影響をうけない直接物品費分
業務管理費	c	392,807円	392,807円	392,807円	
一般管理費	d	392,807円	392,807円	392,807円	
計（税抜）		3,598,114円	3,598,114円	3,598,114円	
合計（税込）	e	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	

業務管理費率	f	0.1396647	0.1396647	0.1396647	c ÷ (a+b1+b2)
一般管理費率	g	0.1225489	0.1225489	0.1225489	d ÷ (a+b1+b2+c)

■ 1回目スライド後の指定管理に係る管理経費等から請求者負担額を差し引いた金額

変動後指定管理に係る管理経費等から請求者負担額を差し引いた金額	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
次回請求者負担額計算基礎額	3,920,140円	3,920,140円	3,920,140円	3,920,140円	e' - j



■ 基準日の賃金水準及び物価水準に基づき再計算（残りの指定期間3年）

【埼玉県最低賃金が4%、消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）が3%上昇した場合】

変動後指定管理に係る管理経費等（未履行分）		令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
直接人件費	a'	2,730,000円	2,730,000円	2,730,000円	a × 賃金変動率
直接物品費（変動）	b1'	131,325円	131,325円	131,325円	b1 × 物価変動率
直接物品費（固定）	b2'	60,000円	60,000円	60,000円	b2 ※ 物価変動の影響をうけない直接物品費分
業務管理費	c'	408,006円	408,006円	408,006円	(a'+b1'+b2') × f
一般管理費	d'	408,006円	408,006円	408,006円	(a'+b1'+b2'+c') × g
計（税抜）		3,737,337円	3,737,337円	3,737,337円	
合計（税込）	e'	4,111,070円	4,111,070円	4,111,070円	

スライド額算出		令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
変動前指定管理に係る管理経費等（未履行分）（税込）	h	3,957,925円	3,957,925円	3,957,925円	e
変動後指定管理に係る管理経費等（未履行分）（税込）	i	4,111,070円	4,111,070円	4,111,070円	e'
請求者負担額	j	39,201円	39,201円	39,201円	残履行期間に対応する「前回の協議時の変動後指定管理に係る管理経費等から請求者負担額を差し引いた金額」 × 1%
スライド額	k	113,944円	113,944円	113,944円	i - h - j

【小数点以下の処理例】

- ・消費税 ⇒ 1円未満切り捨て
- ・変動率、業務（一般）管理費率 ⇒ 小数第8位を四捨五入
- ・その他 ⇒ 1円未満四捨五入

## 賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項

第1条 市又は指定管理者は、指定期間内で指定期間の開始の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して指定管理料の変更を請求することができる。

- 2 市又は指定管理者は、前項の規定による請求があったときは、変動前指定管理に係る管理経費等（基本協定締結時の指定管理に係る管理経費等から当該請求時の履行済部分に相応する指定管理に係る管理経費等を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後指定管理に係る管理経費等（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前指定管理に係る管理経費等に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前指定管理に係る管理経費等の 100 分の 1 を超える額につき、指定管理料の変更に応じなければならない。なお、指定管理料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前指定管理料及び変動後指定管理料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき市と指定管理者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、指定管理者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により指定管理料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「指定期間の開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく指定管理料変更に係る請求のあった日の属する月の初日」とする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、市が指定管理者の意見を聴いて定め、指定管理者に通知しなければならない。ただし、市が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、指定管理者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る  
特約条項第1条第1項にかかる特記仕様書

本施設は、賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第1項を適用するものである。

1 本指定管理業務における直接人件費とは、指定管理者が本指定管理業務に直接従事する者に、本指定管理業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本指定管理業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

2 本指定管理業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

施設の所在する都道府県の「地域別最低賃金」

その他( )

(2) 物価水準

消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）

その他( )

3 本指定管理料の変更金額の算出方法は次のとおりとする。

**指定管理者から提出された指定管理に係る管理経費等内訳書による算出**

(ただし、直接人件費については、指定管理者の指定管理に係る管理経費等内訳書の直接人件費に、指定期間開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費（変動）については、指定管理者の指定管理に係る管理経費等内訳書の直接物品費（変動）に、指定期間開始日時点の物価水準と変更請求時の物価水準の変動率を乗じた値を上限とする。)

## 指定管理に係る管理経費等内訳書

施設名				
指定管理者名				
指定期間				指定年数
指定管理料合計（税込）	0円			

番号	項目	指定期間合計（●年分）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①	直接人件費	0円					
②	直接物品費（変動）	0円					
③	直接物品費（固定） ※物価変動の影響を受けないもの	0円					
④	業務管理費	0円					
⑤	一般管理費等	0円					
⑥	合計（税抜）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
⑦	消費税相当額	0円	0円	0円	0円	0円	0円
⑧	支出合計（税込）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
⑨	収入合計	0円					

&lt;参考：項目内容&gt;

番号	項目	内容
①	直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	直接物品費（変動）	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費（③直接物品費（固定）を除く。）
③	直接物品費（固定）	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造等に必要な経費のうち、システム保守の機器費やソフトウェアライセンス料など定額で物価等変動の影響を受けない経費
④	業務管理費	当該業務を行う上で、指定管理者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び直接物品費を除く。） ※法定福利費は、業務管理費にて計上する。
⑤	一般管理費等	上記以外（値引きを含む）で、指定管理者が企業を維持運営していくために必要な経費

## ◆作成にあたっての注意事項

提案書に記載した内容を、上記項目に沿って記入してください。

年 月 日

## スライド額協議請求書

さいたま市長

所 在 地  
指定管理者 商号又は名称  
代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第1項の規定に基づき下記のとおり、指定管理料の変更を請求します。

記

施設名	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現指定管理料 (総額)	円
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額 (総額)	円

- 希望基準日は、原則この請求を提出する月の1日（初日）とする。
- 変更請求概算額は、変更後の指定管理料総額（概算）を記載すること。ただし、精査の結果によっては変更となることがある。

(文書記号) 第 号  
年 月 日

## スライド額協議請求書

(指定管理者) 様

さいたま市長

賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第1項の規定に基づき下記のとおり、指定管理料の変更を請求します。

記

施設名	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現指定管理料 (総額)	円
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額 (総額)	円

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する月の1日（初日）とする。
- ・変更請求概算額は、変更後の指定管理料（概算）を記載すること。ただし、精査の結果によっては変更となることがある。

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○一○○○一○○○○  
FAX ○○○一○○○一○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp

(文書記号) 第 号  
年 月 日

## スライド額協議開始日等通知書

(指定管理者) 様

さいたま市長

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、同特約条項第1条第3項及び第5項の規定により、下記のとおり基準日及びスライド額協議開始日を定めたので通知します。

記

施設名	
基準日	年 月 日
スライド額 協議開始日	年 月 日

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○一○○○一○○○○  
FAX ○○○一○○○一○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp

[市→受託者]

(様式3-1)

(文書記号) 第 号

年 月 日

## スライド額協議書

(受託者) 様

さいたま市長

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、同特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を、下記のとおりとしたいので協議します。

この協議に基づく指定管理料の増額を踏まえて、賃金の引上げや、一部業務を第三者に委託している場合は委託料を見直すなど、適切な対応をお願いします。(減額スライドの場合は、赤字部分の記載は不要)

なお、異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

### 記

施設名	
変更前指定管理料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後指定管理料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
基本協定 ・年度協定変更 予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○一○○○一○○○○  
FAX ○○○一○○○一○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp

[市→受託者]※指定管理料の変更がない場合

(様式3-2)

(文書記号) 第 号

年 月 日

## スライド額協議書

(指定管理者) 様

さいたま市長

年 月 日付け「スライド額協議請求書」について、同特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を、下記のとおりとしたいので協議します。

なお、異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

施設名	
スライド額 (総額)	0円
理 由	精査した結果、変動額が対象となる指定管理に係る管理経費等の1%を超えないため。
回答期日	年 月 日

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○-○○○-○○○○  
FAX ○○○-○○○-○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp

年 月 日

## 承 諾 書

さいたま市長

所 在 地  
指定管理者 商号又は名称  
代表者 氏名

年 月 日付け 第 号で協議のありました下記施設について、賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項の規定に基づくスライド額について、承諾します。

記

施設名		
変更前指定管理料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額	円)
変更後指定管理料 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額	円)
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額	円)

年 月 日

## 承 諾 書

さいたま市長

所 在 地  
指定管理者 商号又は名称  
代表者 氏名

年 月 日付け 第 号で協議のありました下記施設について、賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項の規定に基づくスライド額について、承諾します。

記

件 名	
スライド額 (総額)	0円
理 由	精査した結果、変動額が対象となる指定管理に係る管理経費等の1%を超えないため。

(文書記号) 第 号  
年 月 日

## スライド額通知書

(指定管理者) 様

さいたま市長

年 月 日付け 第 号によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、 年 月 の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

施設名	
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
基本協定 ・年度協定 変更予定時期	速やかに行う。

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○一○○○一○○○○  
FAX ○○○一○○○一○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp

[市→指定管理者]回答期日までに承諾がなかった場合

(様式5-2)

※指定管理料の変更がない場合

(文書記号) 第 号

年 月 日

## スライド額通知書

(指定管理者) 様

さいたま市長

年 月 日付け 第 号によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく指定管理料の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を下記のとおり定めましたので通知します。

記

件 名	
スライド額 (総額)	0円
理 由	精査した結果、変動額が対象となる指定管理に係る管理経費等の1%を超えないため。

担当 ○○局○○部○○課  
○○係 ○○、○○  
直通 ○○○一○○○一○○○○  
FAX ○○○一○○○一○○○○  
E-mail : ○○○city.saitama.lg.jp